男鹿市規則第18号

男鹿市特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 男鹿市特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成17年男鹿市規則第146号)

の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (家賃の納入方法) (家賃の納入方法) 第13条 条例第12条の規定による家賃の|第13条 条例第12条の規定による家賃の 納付は、市長の発行する使用料納入通 納付は、男鹿市営住宅使用料納入通知 書(様式第10号)により納付するもの 知書(様式第10号)により納付するも のとする。 とする。 様式第10号(第13条関係) 様式第10号(第13条関係) 料日 歌 項 日 節 納 期 限 年 月 納入場所 男鹿市指定金融機関等 上記のとおり納入してください。 納 期 限 年 月 納入場所 男鹿市指定金融機器 秋田県男鹿市長 上記のとおり領収しました。

|備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太枠で示した部分である。

様式第1号中「印」を削る。

様式第2号及び様式第4号中「印」を削る。

様式第5号中「⑩」を削る。

様式第7号中「印」を削る。

様式第8号中「印」を削る。

様式第9号中「印」を削る。

様式第11号及び様式第12号中「印」を削る。

様式第13号及び様式第14号中「印」を削る。

様式第15号中「印」を削る。

様式第16号中「印」を削る。

様式第17号から様式第19号までの様式中「⑩」を削る。

様式第20号中「印」を削る。

様式第21号中「⑩」を削る。

様式第22号中「印」を削る。

様式第23号中「印」を削る。

様式第24号中「印」を削る。

様式第25号及び様式第26号中「⑩」を削る。

様式第27号及び様式第28号中「印」を削る。

附則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。